

平田村デイサービスセンター運営規程

制定 平成16年4月1日

改正 平成17年 8月 1日

改正 平成17年10月 1日

改正 平成18年 4月 1日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成30年 3月30日

改正 平成30年 8月31日

改正 令和 2年 3月 6日

改正 令和 3年 3月 5日

改正 令和 6年 3月 8日

改正 令和 6年 5月23日

改正 令和 7年 3月 4日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平田村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する平田村デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、(削除)看護職員、介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び、その他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 平田村デイサービスセンター

(2) 所在地 石川郡平田村大字永田字戸花150番地（平田村地域福祉センター内）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1人 本会事務局長が兼ねる。管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員2人以上、 介護福祉士（常勤） 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、通所介護計画及び通所型サービス計画の作成、他機関と

の連携に必要な業務に当たるものとする。

- (3) 看護職員 2人 看護師（常勤） 看護師は、利用者の健康チェック等を行い、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 4人以上（常勤 4人以上） 介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2人（看護職員が兼ねることができる。） 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持向上を図るために必要な機能訓練等を行う。（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から**金曜日**までとする。ただし、**8月13日から8月15日まで及び12月29日から1月4日までを除く。**
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時20分から午後3時45分までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日40人とする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

なお、事業の内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 日常生活援助（身体介護サービス）
 - (2) 健康チェック
 - (3) 入浴サービス
 - (4) 食事サービス
 - (5) 機能訓練（アクティビティサービス）
 - (6) 送迎サービス
 - (7) 生活指導（相談、助言等）
- 2 次条の通常の事業の実施地域の境界を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、平田村の境界から片路 1km につき 25 円を徴収する。
 - 3 食費については、1食分 550 円の利用料を徴収する。
 - 4 おむつ代については、実費を徴収する。
 - 5 事業の提供上、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用については、実費を徴収する。
 - 6 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、平田村の区域とする。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 事業の利用に当たっては医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じた事業の提供を受けるよう留意する。
 - (2) 都合や体調などにより定められた日に利用できないときは、事前に（当日の午前8時30分までに）事務所に連絡すること。
 - (3) 毎日服用している薬を担当者に知らせること。
 - (4) 主治医及び緊急時の連絡先を明らかにすること。
 - (5) 菓子、ペット等を持ち込まないこと。
 - (6) サービスを利用する際には、次の点に留意すること。
 - ア 食事直後及び空腹時の入浴は避けること。
 - イ 身体の状況により、一般介助浴、特殊浴、シャワー浴、または清拭のみの利用になること又は、入浴中止となること。
 - ウ 入浴後は、水分の補給および休養をとること。
 - (7) 給食サービスを利用する際は、次の点に留意すること。
 - ア 好き嫌い、アレルギー等ある場合は、あらかじめ従業者に連絡すること。
 - イ 特別の場合を除き、自宅からは食物を持参しないこと。
 - (8) 機能訓練サービスを利用する際は、次の点に留意すること。
 - ア 身体機能の訓練では利用者の健康状況、身体の変化の状況把握が大切であるので、利用者並びにその家族は、その情報提供に協力すること。
 - イ 送迎、入浴、食事、排泄などのすべてのサービス過程において、利用者がその有する能力に応じて、自立した生活が送れるよう、利用者の家族および事業者が協力して一体的に支援すること。
- (緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及びその家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、送迎中の事故及び利用者の急変に対しての対応マニュアルを定め、従業者に指導するものとする。

(悪天候時の対応)

第11条 台風、雪等の天候不良時には事業所は、利用者・家族と相談の上、利用者の安全確保のため、送迎時間帯及び利用日の変更又はサービスの提供を中止することがあります。尚、天候不良時とは、警報の発令、その他実際の気象条件に応じ事業所が安全の確保が図れないと判断した場合を含むものとします。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、防火管理者又は非常災害時の責任者（以下「防火管理者等」という。）を定めるものとする。

2 防火管理者等は、常に施設内外の危険個所を確認し、予防対策を講ずるとともに設備の定期的な点検を行う。

3 防火管理者等は、非常災害に対する具体的な計画（消防計画風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成し、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての重要事項）

第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は、本会与事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年4月1日から施行する。